

徳川林政史研究所蔵 石河家文書目録(十二)

凡 例

- 一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「石河家文書」について収録したものである。石河家は、尾張藩の年寄役を代々つとめた家柄で、石川光忠が慶長一三年(一六〇八)に徳川家康の命により駿府へ出仕したのをはじめとして、同一五年には美濃・摂津両国内において新知一万石を与えられ、同一七年には初代尾張藩主徳川義直(家康九男)の付属に転じた。光忠の嫡子正光は、承応元年(一六五二)に初めて尾張藩の年寄役に列し、以後歴代にわたって年寄役に就任している。なお、石河家は、当初「石川」の字を用いていたが、享保一七年(一七三二)九月、旧に復して「石河」と記すようになった。当研究所の保管書類である「研究室事務報告(二) 自昭和十年一月至十四年十二月」によると、本史料群は、昭和一〇年(一九三五)に名古屋より東京へ移送されたとあり、同時期に石河家より寄贈されたことが知られる。またその他、昭和四二年(一九六七)には、木箱入りの石河家文書一箱を古書店から購入した旨の記録が残されており、戦前期の寄贈分と戦後の購入分とが混在する形をとっている。
- 一 本目録は「石河家文書目録」(十二)として、前号の続きとなる、史料番号三三九八〜三四九〇までを収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することは困難であるため、複数回に分けて掲載していくことにする。
- 一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④差出(または作成者)↓宛所、⑤形態、⑥数量、⑦備考の七項目を採録した。

- 一 番号は、原則として過去に当研究所において付された番号を利用したが、一部については、今回の整理・目録化作業にあたり、出納・管理の便宜を考慮して新たに番号を付与したものがあある。なお、史料の配列や出納の都合上、欠番号はそのままにしてある。
- 一 表題は、原則として原表題を記し、必要なものについては適宜()を付して内容を補記した。また、戦前期に当研究所において製本され、新たな表題が付けられたものについては、「」を付けて示すことにした。典籍の場合は、原則として内題(巻頭題)を採用し、外題を「」付きで直後に示すことにした(ただし、内題と外題が同じものに関しては「」の表記は省略した)。
- 一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日(内容年)を示すことにし、目録作成時に推定した部分については()を付けて適宜表記した。また、年次記載がないもの、おおまかな作成年代がわかる場合には(寛政)(寛政以降)(寛政文化)あるいは(江戸)(明治)などと()を付けて該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には(年未詳)とした。
- 一 差出(または作成者)↓宛所は、差出人または作成者を矢印の前の部分に示し、宛所となっている人名を矢印の先の部分に置いた。差出人や宛所が複数からなる場合には、初筆の者または内容から判断して最適切な人名を一名掲出し、このほかについては「他〇名」と略記した場合もある。また典籍の場合には、著者・编者・版元などを採録し、「〔著〕」、「〔編〕」、「〔版〕」などと表記することにした。
- 一 形態については、縦(縦帳)・横(横長帳)・横半(横半帳)・状(切紙・続紙・折紙)・鋪(絵図)・綴(作成契機の異なる複数の史料を綴ったも

の)・帖(折本)などと示した。小型本については、「横・小」「縦・小」などと表記した。また、戦前期に当研究所において複数の史料を合綴して製本したものに關しては、特に「縦綴」「横綴」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覽の便宜を考慮し、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での点数を採用した。

一 備考には、史料の概略や史料の中に挟み込まれている書状・書付、および綴じ込まれた文書の有無、欠本・合綴・改装の状態など、必要と思われる事柄を*印を付けて適宜表記した。

一 本史料群には、戦前期に当研究所において複数の史料をまとめて製本した合綴史料が数多くみられる。これらについては、その細目を丸番号を付けて列挙することにした(ただし、丸番号は収録順序を示す目安に過ぎず、細目に該当する個々の史料に実際に番号が付されているわけではない)。なお、細目の各項目における配列は、表題、年月日、差出(または作成者)↓宛所、備考の順とし、それぞれを二字アキで示したが(細目の備考については、冒頭に※印を付した)、該当する項目に關する記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、平成一四年度〜同二〇年度に行つた研究員・非常勤研究員・研究生による夏季・冬季集中史料整理の成果の一部である。調査参加者は、太田尚宏(主任研究員・当時)・白根孝胤(研究員・当時)、石山秀和・浦井祥子・栗原健一・坂本達彦・渋谷葉子・清水聡・滝口正哉・田原昇・西光三・藤田英昭・宮原一郎(以上、非常勤研究員・当時)、上野恵・小宮山敏和・高橋伸拓・根岸美季・松本劍志郎・山崎久登・吉成香澄・倉持隆・中村佳史(以上、研究生・当時)の二二名である。

なお、採録された整理カードの内容点検と原稿化作業は、高田綾子(非常勤研究生)と藤田英昭(研究員)が担当した。

【参考】石河家歴代当主の略歴(尾張家付属から明治三年まで)

初代 光 忠 「市正・太八郎 初名 太郎八」

慶長一三年冬

家康の命により一五歳のときに駿府へ出仕

慶長一五年一〇月一二日

美濃・摂津両国内に新知一万石を与えられる

慶長一七年

尾張藩初代藩主徳川義直に付属する

寛永五年九月一九日

死去 法名は大雄院玄信

二代 正 光 「伊賀・太郎八 初名 加助」

寛永五年

家督を相続する

寛永一九年

寄合触流となる

承応元年九月

年寄役となる

寛文四年六月一二日

御役御免となる

寛文一一年九月一〇日

死去(五七歳) 法名は蓮華院

三代 章 長 「隠岐守 伊賀・伊賀守・大和守・出羽守・佐渡守・大

和守 初名 七郎左衛門 隠居名 章長」

万治元年

初めて藩主に御目見をする

寛文一一年一〇月

家督を相続し、大寄合に属する

寛文一二年四月一五日

伊賀と改名する

延宝三年三月二六日 年寄役となる

延宝五年閏一二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

貞享元年一二月二五日 大和守に改める

貞享二年六月二三日 出羽守に改める

元禄元年一二月六日 佐渡守に改める

元禄三年一二月四日 大和守に改める

元禄一二年一二月一三日 隠岐守に改める

宝永三年二月九日 隠居し、章長と名乗る

宝永五年五月四日 死去(六〇歳) 法名は章長院

四代 正章 「出羽守 太八郎・鞆負・大炊 初名幸七郎 隠居名

愚翁」

元禄七年一〇月四日 初めて藩主に御目見をする

元禄一三年一二月二二日 鞆負と改名する

宝永三年二月九日 家督を相続し、大寄合に属する

宝永三年三月二五日 年寄役となる

宝永四年正月 大炊と改名する

享保四年一二月二一日 従五位下出羽守に叙任される

享保一六年六月一五日 隠居

享保一六年八月 愚翁と名乗る

宝暦三年七月二八日 死去(七〇歳) 法名は清静院

五代 忠喜 「伊賀・太八郎・隠岐 初名七太郎」

享保四年九月二二日 初めて藩主に御目見をする

享保七年二月二〇日 太八郎と改名する

享保八年二月 隠岐と改名する

享保一七年六月一五日 家督を相続する

享保一七年九月 「石川」を「石河」と改め、伊賀と改名する

享保一八年六月二二日 死去(二八歳) 法名は真源院

六代 光當 「伊賀守 雅楽・伊賀 初名千次郎」 実は出羽守正章

の二男

享保六年四月二二日 石川兵庫の名跡を継ぎ、普請組寄合となる

享保一六年四月二九日 御書院番頭となる

享保一六年九月一九日 御用人となる

享保一八年八月二二日 兄伊賀(忠喜)の名跡を継ぐ

享保一九年二月 伊賀と改名する

元文四年八月六日 年寄役となる

元文五年一二月二一日 従五位下伊賀守に叙任される

安永二年七月二三日 死去(六一歳) 法名は徳源院

七代 光籌 「伊賀守 太八郎・一学 初名銀次郎」 実は伊賀守光當

の四男

寛延元年一〇月二五日 石河三藏の名跡を継ぐ

明和五年二月一五日 父伊賀守光當の内願により嫡子となる

明和五年三月一日 太八郎と改名する

明和八年八月五日 御側同心頭御用見習となる

明和八年一〇月二六日 御側同心頭となる

安永二年九月一四日 父伊賀守の遺跡を継ぐ

安永二年一〇月一日 年寄役となる

安永二年一二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

文化二年七月一七日 御用方ならびに加判御免となる

文化六年四月二〇日 死去(六四歳) 法名は乾龍院

光 豊 「太郎八 初名初次郎」 実は大郎八光堅(賢)の嫡子

安永九年正月一五日 伊賀守光籌の養子となる

天明元年正月二三日 太郎八と改名する

享和二年八月二四日 御側大寄合御用見習となる

享和三年五月一二日 死去(四〇歳) 法名は縁樹院

八代 光 茂 「出羽守 太八郎・伊賀守 初名幸七郎」 実は大郎八

光豊の嫡子

文化三年二月九日 祖父伊賀守光籌の願いにより嫡孫承祖が認められる

文化六年六月一〇日 伊賀守光籌の遺跡を継ぎ、諸事光籌の通り務めるべき旨を仰せつけられる

文化九年二月一日 加判(年寄役)となる

文化一二年九月一日 加判御免となる

文化一四年一二月一四日 加判となる(再勤)

弘化三年一二月二二日 従五位下伊賀守に叙任される

嘉永元年一〇月二四日 出羽守に改める

嘉永六年六月二九日 隠居

慶応三年 死去

九代 光 晃 「太八郎・佐渡守・佐渡・太八郎 初名孟二郎」

嘉永六年六月二九日 家督を相続する

嘉永六年九月二八日 加判となる

嘉永六年一〇月二日 太八郎と改名する

安政四年一二月二二日 従五位下佐渡守に叙任される

明治元年一二月二四日 官位返上により、佐渡と名乗る

明治二年正月一五日 刑事知事を仰せつけられる

明治三年九月 明治政府より笠松県貫属を仰せつけられる

〔系譜〕〔石河家文書一〇二二〕および「藩士名寄」「士林派涸」による

番号	表題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
三九九	(括り紐) *三九九一～三〇四を括っていた紐。	(江戸)		紐 一
三九九一	(正保二年年頭御礼其外之儀ニ付書拔) *綴はずれ。三九九一～三九九九を括っていた紐とも。紐に「書付四三二」と記載あり。	(江戸)		横 一
三九九二	(近衛様御来臨之節御能組書上) *紙継はがれ、四枚に分断カ。	(江戸)		状 一
三九九三	(御能組書上)	(江戸)		状 一
三九九四	(初日二日目御能組書上) *紙継はがれ。一〇枚に分断、元は二枚であったカ。	(江戸)		状 一
三九五	(行列書並役職人名書上) *紙継はがれ。	(江戸)		状 一
三九六	(御印御花押御改之儀ニ付書状) *紙継はがれ。三九六～三九八を括っていた紐とも。	(江戸)二月四日	岡崎正右衛門↓石河小二郎様	状 一
三九七	(御改印御花押改之儀ニ付書状) *紙継はがれ。	(江戸)正月朔日	天野喜六↓石河小二郎殿 他一名	状 一
三九八	(御印形御書判等御改之儀ニ付書状) *紙継はがれ。	(江戸)二月二八日	岡崎正右衛門↓石河小二郎様	状 一
三九九	(明倫堂絵図) *虫損大・紙継はがれのため取扱注意。付箋あり(一部剝離)。督学総裁・教授・典籍、主事御目付・御用人など記載あり。射小屋などあり。	(慶応)		鋪 一
三〇〇一	(源敬様・瑞龍院様御代年寄衆来歴其外書付) *紙継はがれ。三〇〇一～三〇〇三を括っていた紐とも。源敬様は初代徳川義直、瑞龍院様は二代徳川光友のこと。	(江戸)		状 一
三〇〇二	(在所唱号之事被仰出之趣書付写) *紙継はがれ。端裏に「在所唱号之事被仰出之趣書付写」と記載あり。	(江戸)八月四日		状 一

三四〇三

(隊長四千石御年寄衆軍列書)

(幕末～明治)

状

* 開封不能。端裏に「隊長四千石御年寄衆軍列」と記載あり。三四〇三～三四〇六を括っていた紐とも。

三四〇四

小荷駄夫馬員数貫目積

(幕末～明治)

状

* 紙継はがれ。端裏に「小荷駄夫馬員数貫目積」と記載あり。

三四〇五

武器員数

(幕末～明治)

状

* 紙継はがれ。端裏に「武器員数」と記載あり。

三四〇六

(従者着具品目書付)

(幕末～明治)

状

* 端裏に「従者着具品目」と記載あり。

三四〇七

(隊長四千石御年寄衆軍列書)

(幕末～明治)

状

* 紙継はがれ。端裏に「隊長四千石御年寄衆軍列」と記載あり。三四〇七～三四〇一〇を括っていた紐とも。

三四〇八

(従者着具品目書付)

(幕末～明治)

状

* 紙継はがれ。端裏に「従者着具品目」と記載あり。

三四〇九

武器員数

(幕末～明治)

状

* 端裏に「武器員数」と記載あり。

三四一〇

小荷駄夫馬員数貫目積

(幕末～明治)

状

* 端裏に「小荷駄夫馬員数費用積」と記載あり。

三四一一

(遺物献上之儀書付)

(江戸)

状

* 紙継はがれ。端裏に「頭書」と記載あり。寛文元年九月～正徳五年の遺物献上の書抜。三四一一～三四一三を括っていた紐とも。

三四一二

(隠居并遺物御道具類献上数正之儀書付)

享保七年

状

* 紙継はがれ。端裏に「頭書」と記載あり。

三四一三

(御名肩書之儀三付書状)

(明治)七月二二日

状

* 三四一二～三四一三七を括っていた紐とも。

河本好↓浅井文吾殿

- 三四〇一二 (家来戸数人口等迄書上之儀其外ニ付書状案文) (明治)八月 御名
- 三四〇一三 (屋敷家来住所書上之儀ニ付書状) (明治)八月五日 ↓屋敷奉行様
- 三四〇一四 (尾紀水三藩付属五家之輩以来藩屏之可為列旨等 従朝廷被仰出候儀ニ付書状写) (慶応四年)二月七日
- 三四〇一五 *端裏に「二月七日御下ケ被遊候御書取写」と記載あり。 (明治)八月五日 御名↓志水甲斐様
- 三四〇一六 *継紙に家来戸数人口等書上に関する「草案」あり。 (明治)八月五日 稲葉美濃守内多胡奥太郎他三名 ↓石河佐渡守様御家来中
- 三四〇一七 (美濃守より呼出状) (江戸)八月二日 状
- 三四〇一八 *端裏に付箋あり。 (別紙御書付御目見以上之輩拜見之儀ニ付書状) (明治)六月二九日 志水甲斐↓石河佐渡様
- 三四〇一九 (徳川三位中将名古屋藩知事仰付之書付) (明治)二年己巳六月 行政官
- 三四〇二〇 *徳川三位中将は十六代当主徳川義宜のこと。 (徳川三位中将版籍奉還之儀ニ付書付) (明治)二年己巳六月 行政官
- 三四〇二一 (小池末吉跡目相続之儀ニ付書付) (明治)三年八月 行政官
- 三四〇二二 (佐渡守様御叙爵之儀ニ付書状案文) (幕末)明治 二月朔日 ↓隼人正様・伊予守様外三〇名
- 三四〇二三 享和三亥年被仰出候振合を以拝借米調 (享和三亥年) 横
- 三四〇二四 (殿様無御故障御渡船桑名御旅館御着座之儀ニ付書状) (幕末)正月九日 内田善蔵 ↓岡田助五郎殿・加嶋三郎左衛門殿
- 三四〇二五 (明九日御前御用有之儀ニ付達書) (安政五年以降) 津田太郎兵衛(寛饒) ↓石河佐渡守(光晃)様

*津田寛饒は石河太八郎伯父。鏡島家に生まれ津田左馬介寛吉の養子となり、嘉永三年二月六日に通称を太郎左衛門から太郎兵衛と改める、安政三年寄合 触流、同五年十一月御側大寄合。作成年は石河光晃が安政四年十二月に佐渡守と改めていることから比定。

三四二五 (御上着ニ付御供之士分以上之輩冥心悅申上候儀ニ付書状)

(江戸)正月二日

内田善藏

状

↓岡田助五郎殿・加嶋三郎左衛門殿

三四二六 (御老中様より御呼出切紙到来之節其外次第書拔)

(幕末)

縦

*朱書の小札とも。文中に「尾張前大納言様今度長防御追討」と記載あり。

三四二七 (御普請之儀笠松原江願書差出ニ付書状写)

(明治元年)同四年

状

一〇月五日

*端裏に「民政権官江之返報写」と記載あり。

三四二八 (辰四月十日御城内受取渡之儀其外ニ付書付)

(慶応四年)辰四月一〇日

縦

*三四二八～三四三二を括っていた紐とも。

三四二九 写(決死報国之士臣某等甘鼎鑊万死建言ス)

(明治)八月一八日

赤心報国ノ義士臣某等

縦

*「鼎鑊」(ていかく)は釜煎り、釜煎りの刑のこと。

三四三〇 (雪峠・片貝表・榎峠長岡戦争略書)

(慶応四年)

縦

*三四三〇～三四三六を括っていた紐とも。

三四三一 (越後国古志郡妙見村榎峠其外北越戦況報告)

(慶応四年)

状

三四三二 布告(薩賊之暴悪姦計并英吉利斯江一百万ドル之借用金を取企候元国悪姦之儀ニ付)

(慶応四年)辰五月

状

*三四三二～三四三六を括っていた紐とも。紙継はがれ。冒頭に「五月廿七日晚七ツ時三條大橋西詰南側張紙写」と記載あり。

三四三三 (才領吉田庄九郎申出候遊撃隊甲州分罷出箱根宿屯集其外之儀ニ付書状)

(慶応四年)五月二八日

御中間頭

状

*紙継はがれ。「別紙」「別紙写」として、一八日～二三日の箱根・小田原焼払、五月二五日付の人馬継立差支に関する記載あり。

三四三四 (入鹿池大塘切候節之絵図)

(慶応四年)五月一四日

鋪

三四三五 *縦三三五mm×横三三〇mm。無彩色。入鹿池決壊の際、一五カ村の被害状況を絵図としたもの。

(慶応四年)五月一四日

鋪

三四一八 (鳥羽伏見戦争之絵図) (慶応四年正月三日～六日) 鋪

*縦三七三mm×横五六七mm、彩色。鳥羽伏見の戦いの際の罹災場所・戦況が記されている。

三四一九 (暑中御見舞ニ付書状) (嘉永六年)七月三日 瀧川又左衛門忠貫(花押) 状

↓石河孟二郎(光晃)様

*三四一九～三四二二を括っていた紐とも。虫損。孟二郎(九代光晃)は、嘉永六年六月二十九日家督、同年一〇月二日太八郎と改名。

三四二〇 (松平春嶽御政事総裁職被仰付候儀ニ付書状) (文久二年)七月二日 鈴木丹後守重到(花押) 状

↓石河佐渡守様

三四二二 (暑中御見舞ニ付書状) (嘉永六年以前)六月二十八日 千村平右衛門仲冬(花押) 状

↓石河孟二郎(光晃)様

*孟二郎(九代光晃)は、嘉永六年六月二十九日家督、同年一〇月二日太八郎と改名。

三四二三 (去十八日尾州表発足東海道旅行 昨夕此表下着之儀ニ付書状) (安政四年以降)七月二十七日 津田太郎兵衛寛饒(花押) 状

↓石河佐渡守(光晃)様他三名

三四二四 (暑中御見舞ニ付書状) (安政五年以降)六月二二日 石河熊吉政教(花押) 状

↓石河佐渡守(光晃)様

*石河佐渡守(九代光晃)は、安政四年一二月二日に佐渡守叙任。

三四二五 (年始御祝詞ニ付書状) (嘉永六年以前)正月四日 中西甚五兵衛長毅(花押) 状

↓石河孟二郎(光晃)様

*孟二郎(九代光晃)は、嘉永六年六月二十九日家督、同年一〇月二日太八郎と改名。

三四二六 (宝蔵院槍術伝) (江戸) 宝永四年正月元日 天野信景日記切臨写 状

*南都興福寺塔頭宝蔵院住職胤栄より旅川弥右衛門政羽までの相伝關係を系譜形式で記したもの。

三四二七 (西誉栄春比丘尼墓碑及位牌之図) (江戸) 縦二五〇mm×横二二〇mm。無彩色。図中に慶安三年一〇月二三日と没年が記される。 鋪

*紙継はがれ。大坂大地震や富士山噴火等の記事あり。

石河家文書目録(十二)

三四二八

(竹腰家由緒記之内濃州今尾在所之儀書拔)

(江戸・三月六日)

状

* 端裏に「竹腰家由緒書之内書抜」と記載あり。

三四二九

三之丸御宮物御霊前江御参詣之御次第

(安政五年以降)
二月十七日

状

* 三之丸御宮は名古屋城三之丸にあつた東照宮のこと。紙継はがれ。増上寺・上野御霊屋参詣の次第も記される。年代は、文中の「温恭院」の記載から比定。

三四三〇

(白紙片)

(年未詳)

状

* 包紙とも。

三四三一

(包紙)

(江戸)

包紙

* 表に「書付」と記載あり。

三四三二

(同氏出羽守在所江罷越逗留被致度御暇願ニ付書付)

(江戸)二月

状

* 三四三一〜三四三二を括つていた紐とも。「寅二月廿七日願濟書付」と墨書の付箋とも。

三四三三

覚(御内寄合日並)

(江戸)正月二日

石河太八郎屋敷

状

三四三四

(来ル九日聖堂おいて積歳(菜)執行ニ付御名代御勤之節之書付)

(江戸)八月

状

* 紙継はがれ。三四三三〜三四三四を括つていた紐とも。

三四三五

(御参堂御名代之次第書付)

(江戸)

状

* 紙継はがれ。包紙とも。包紙の上書に「メ」と記載あり。三四三三と関連するものカ。

三四三六

(今度格別御看免之御沙汰被仰出候儀ニ付書付)

(天保二年)三月

状

* 紙継はがれ。年代は、文中の「当年ハ源傳様御一周忌御法事」の記載から比定。源傳様は十一代徳川齊温(天保一〇年三月死去)のこと。

三四三七

文化十二(亥)年九月山城守ハ被相達候書付(三之丸御宮御霊屋拜礼席之儀ニ付)

(文化二年)九月三日

状

* 紙継はがれ。

三四三七

(太八郎殿来春ハ出勤之心得ニ付書付)

(江戸)二月

状

* 紙継はがれ。付札あり(剝離)。

三四三八 (先挾箱并供廻先規之通召連度申達ニ付書付) (文化一四年)五月朔日 渡辺半蔵(剛綱)・石河太八郎(光茂)↓ 状 一

* 端裏に「文化十四丑年四月ヨリ両家復以前増供ニ相成候付、半蔵申合之上書付調連名ニ而隼人正江相達置、達 御聞候処、勝手次第之旨追而同人合通シ有之候事、但此節志水小八郎忌中ニ付連名無之」と記載あり。

三四三九 (源懿様為御遺物被下置候御懸物ニ付書付) 弘化二年二月一八日 石河太八郎(光茂) 状 一

* 端裏に「弘化二丑年十二月十八日」と記載あり。源懿様は十二代徳川齊荘のこと。

三四四〇 (別紙書付ニ通進達之儀ニ付書状) (天保二〜三三年) 林千左衛門(通成)・横井孫右衛門 状 一

四月四日

↓石河太八郎(光茂)様

* 三四三〇〜三四三三を括っていた紐とも。年代は林通成の通称改名時期により比定。

三四三一 (熱田江先般御相統御札被為濟候御名代 并年頭之御名代勤方之儀ニ付書付) (江戸)四月四日 状 一

* 紙継はがれ。

三四三二 御名代ニ付大宮御役次第 (江戸) 状 一

* 紙継はがれ及び虫損箇所多く、閲覧注意。貼紙あり。

三四三三 (志水半左衛門年頭之御札其外ニ付書付) (正保二年) 状 一

* 紙継はがれ。虫損大。端裏に朱書で「御目付方ニ而承合候書付写」と記載あり。付箋あり(剝離)。

三四三四 (玉置大和守病死ニ付跡諸大夫被仰付儀ニ付書付) (江戸)一〇月 石河太八郎 状 一

* 三四三三(一四)三四三三(一六)を括っていた紐とも。端裏に「諸大夫被仰付方之儀ニ付内存之趣隼人正方江相達置」と記載あり。玉置大和守は玉置時香のことカ、没年は不詳だが、文化一二年二月に惣領小平太(新十郎)が跡を継いでいる。

三四三五 (玉置大和守病死ニ付跡諸大夫被仰付儀ニ付書付案文) (江戸)一〇月 石河太八郎 状 一

三四三六 (諸大夫明跡被仰付方之儀ニ付書付) (江戸)一二月 状 一

三四三七 (御具足御鏡餅飾方書付) (江戸) 状 一

* 紙継はがれ。三四三七〜三四三八の包紙とも。包紙に「御当家御具足御鏡餅飾方之図書付添」と記載あり。

三四三八 御具足御鏡餅御飾図 (江戸) 状 一

三四三二 案(同氏孟二郎初御目見之儀ニ付書付案文) (幕末) 御名 状

*紙継はがれ。三四三一九～三四三二三を括っていた紐とも。孟二郎は九代石河光晃のこと。

三四三三 書拔(公儀江御目見等之儀類格之輩之通被仰付候様願書) 正徳三年九月 石川鞞負(正章カ) 状

*紙継はがれ。石川(石河)正章は宝永四年に鞞負から大炊に改名しており、年代が合わない。

三四三四 (同氏孟二郎初御目見之儀ニ付書付) (幕末)三月 石河太八郎(光茂カ) 状

*紙継はがれ。包紙とも。包紙に「書付」と記載あり。孟二郎は九代石河光晃のこと。

三四四一 (大納言様へ御機嫌伺御肴一種御披露頼入之儀ニ付書状) (江戸)六月一九日 状

*紙継はがれ。三四四一～三四四一七を括っていた紐とも。

三四四二 (所司代御通行之節内津茶・箱桐目通・台之代銀・枝柿被遣候儀ニ付書状) (江戸)五月二日 状

*紙継はがれ。一部破れあり。三四四一～三四四七を括っていた紐とも。

三四四三 (御老中様方・御城代衆・所司代衆御領内御通行之節口塩之鯰被遣候儀ニ付書付) (江戸) 状

三四四四 (干鯛箱・台代伺之儀ニ付書付) (江戸) 状

三四四五 (三之丸御宮御祭礼之節自分拝礼之儀ニ付書状) (文化一四年)五月二日 渡辺半蔵(剛綱)↓高橋司書様 状

*紙継はがれ。二枚に分断。

三四四六 (三ノ丸御宮江拝礼之儀ニ付書状案文) (江戸)五月二日 石河太八郎↓高橋司書様 状

*端裏に「御筆ニ而御添削ニ付奉差上候」と記載あり。

三四四七 (三之丸御宮并御祭礼之節自分拝礼之儀ニ付伺書) (文化一四年)五月二日 ↓高橋司書様 状

*紙継はがれ。

三四四八 御馬乗順毛付 (江戸)三月 状

*紙継はがれ。福田岩三郎ほか三三名の氏名と騎馬が記される。

三四四九

起請文前書

* 紙裏に「四」と記載あり。紙継はがれ。四枚に分断。

(江戸)

状 一

三四四〇

(先例吟味之処右体御葉之例相見不申候儀
其外沃雪之儀ニ付書状)

(明和七年〜天明五年)
九月三日

状 一

三四四一

(年寄御共其外日次記)

* 紙裏に「御答」、「御側之御葉願之儀御小納戸頭取広瀬嘉七迄問合候処右之通申越」と記載あり。年代は広瀬嘉七(久清)の小納戸在職年間より比定した。

(江戸)四月朔日〜二日

状 一

三四四二

(家来姓名書上)

* 紙裏に朱書で「正保元年」と記載あり。竹腰山城守・成瀬隼人正ほか五二名の名前が記される。紙継はがれ。虫損。

正保元年

状 一

三四四三

(正保二四年頃長野数馬相務候御役儀其外之儀ニ付書状写)

* 紙継はがれ。虫損。紙裏に朱書で「写」、「水野与兵衛様長野数馬」と記載あり。

(江戸)二月一日

状 一

三四四四

(異国船漂流之節海手守出張立方之儀ニ付書状写)

* 紙継はがれ。紙裏に「卯九月七日小八郎より以使者被申渡書付之写 壹印ハ小八郎分組用太郎右衛門江被申聞候趣 式印ハ太郎右衛門之答之趣」と記載あり。三四四一〜三四四六を括っていた紐とも。

(江戸)六月

状 一

三四四五

手扣(海手御守方之儀ニ付書付)

* 紙継はがれ。二枚に分断。

(江戸)九月七日

志水小八郎様御使者 牧野奎右衛門

状 一

三四四六

(昨日以使者仰進候被成御承知候御挨拶之書付案文)

* 紙継はがれ。二枚に分断。

(江戸)

状 一

三四四七

(御省略被仰出ニ付銘々質素守方
在尾州之輩末々迄被仰出触書)

* 紙継はがれ。四枚に分断。貼紙あり(剝離)、「四月十三日肥田孫左衛門様分御同席様方御連名御廻紙を以御達御座候御触書」と記載あり。三四四一〜三四四一
一九を括っていた紐とも。

(江戸)四月

状 一

三四四八

不益之品拵間敷旨町々江為御触相成候書面写

* 紙継はがれ。三枚に分断。紙裏に朱書で「式印」と記載あり。

(江戸)四月

状 一

三四四一九 (織物の類縫入・頭のかさり其外用ひ申間敷事書付) (江戸) 状

三四四二〇 (公義より出候別紙書付添状) (江戸)閏四月一五日 御目付 状

三四四二三 (本家末家并一類之内指扣伺書其外之儀ニ付書付) (江戸) 状

*紙継はがれ。端裏に「本家末家一類等御咎或ハ家来御仕置等之節指扣伺并御礼申上方之事」と記載あり。

三四四三三 (向々江可相触旨淡路守殿被仰聞触書添状) (江戸)四月二三日 肥田孫左衛門↓石河太八郎様 状

*紙継はがれ。三四四三三～三四四三五を括っていた紐とも。

三四四三三 (御省略被仰出ニ付銘々質素守方) (江戸)四月 状

在尾州之輩末々迄被仰出触書)

*紙継はがれ。

三四四三四 不益之品拵間敷旨町々江為御触相成候書面写 (江戸)四月 状

三四四三五 (町々江御触之別紙書面御承知之進達ニ付書状) (江戸)四月一九日 肥田孫左衛門↓御名様 状

三四四三六 (三之丸御宮書付) (江戸) 状

*虫損により開封不能。包紙とも。包紙上書に「上」と記載あり。

三四四三七 (鷹往来札并小鳥札御拝領願之儀ニ付書状) (江戸)三月六日 状

*紙継はがれ。端裏に「杉山藤右衛門様 高野瀬小左衛門」と記載あり。三四四三七～三四四三六を括っていた紐とも。

三四四三六 (鷹往来札并小鳥札被下置候様願書案文) (江戸) 御名 状

*端裏に「案」と記載あり。

三四四三九 (幼年之衆印判書判被用候儀ニ付伺書) (江戸)八月 状

*端裏に「幼年之輩印判書判用ひ方之儀御城附分他向^{左指}様子承合候書付」と記載あり。付箋あり(剝離)。三四四三九～三四四三〇を括っていた紐とも。

三四四三〇 (幼年之衆印判書判被用候儀ニ付伺書) (江戸)八月 状

*紙継はがれ。端裏に「幼年之輩印判書判用ひ方之儀御城附分紀州衆之様子承合候書付」と記載あり。付箋あり(剝離)。

三四四一三 (紀州様・水戸様御代香御使書付) (江戸) 状

* 紙継はがれ。

三四四一三 (御駕籠化粧紐書上) (江戸) 状

* 紙継はがれ。

三四四一三 (紅葉山予参他日条書付) (江戸) 状

三四四一四 箱根・根府川御高札写 (申四月二日) 状

* 端裏に朱書で「申四月二日大久保出羽守殿留守居之者懐中より出シ御内々懸御目候(カ)ニ付写」と記載あり。三四四一四～三四四一三を括っていた紐とも。

三四四一五 御留守居河野豊前守殿江城附より内々御問合候書付写 (宝暦二年)申三月 状

(天和二年の関所番心得箇条写)

* 河野豊前守通喬は寛延二年～宝暦六年まで留守居を務める。

三四四一六 (福嶋御関所御通にて駕之戸引番人江言釈等御尋ニ付書状写) (江戸)四月二三日 状

山村甚兵衛↓下條庄右衛門様

* 端裏に朱書で「申四月一山村甚兵衛々下条庄左衛門江之返手紙写」と記載あり。

三四四一七 (紀州様福嶋御関所御通行之節之儀ニ付書付) (宝暦二年)申四月 状

* 端裏に「申四月二山村甚兵衛々下条庄右衛門江相越候書付写」と記載あり。

(山村甚兵衛)↓(下條庄右衛門)

三四四五 (括り紐) (江戸) 紐

* 三四六一～三四六一三を括っていた紐。紐に「書付一〇四」の記載あり。

三四六一 (漢詩下書) (江戸) 状

* 三四六一～三四六一三を括っていた紐とも。紐に「牧野備前書」と記載された紙片あり。

三四六一 (御祝詞干鯛一箱頂戴ニ付札状) (江戸)正月一八日 状

* 石河太八郎は七代光壽または八代光茂。牧野忠精は老中(享和元年七月～文化一三年一〇月、文政一一年二月再任～天保二年四月)。

牧野備前守忠精(花押)↓石河太八郎様

三四六一 (御祝詞干鯛一折頂戴ニ付札状) (弘化～嘉永) 状

正月一八日 牧野備前守忠雅(花押) ↓石河伊賀守(光茂)様

* 牧野忠雅は老中(天保一四年～安政四年)。石河光茂は弘化三年一二月に伊賀守、嘉永元年一〇月に伊賀守と改める。

三四六四 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(江戸)二月二七日

牧野備前守忠精(花押)
↓石河太八郎様

状 一

*石河太八郎は七代光壽または八代光茂。

三四六五 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(嘉永二年～安政四年)
六月三日

牧野備前守忠雅(花押)
↓石河出羽守(光茂)様

状 一

*石河光茂は嘉永元年一〇月二四日に羽守と改める。

三四六六 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(弘化～安政)
六月二日

牧野備前守忠雅(花押)
↓石河太八郎様

状 一

三四六七 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(弘化～安政)
七月朔日

牧野備前守忠雅(花押)
↓石河太八郎様

状 一

三四六八 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(天保～安政)
二月二三日

牧野備前守忠雅(花押)
↓石河太八郎様

状 一

三四六九 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状)

(弘化～安政)
正月二五日

牧野備前守忠雅(花押)
↓石河太八郎様

状 一

三四七〇 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状)

(弘化～安政)
正月二八日

牧野備前守忠雅(花押)
↓石河太八郎様

状 一

三四七一 (被献候御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(天保～安政)
二月二一日

牧野備前守忠雅(花押)
↓石河太八郎様

状 一

三四七二 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状)

(弘化～安政)
正月二五日

牧野備前守忠雅(花押)
↓石河太八郎様

状 一

*折紙半欠。

三四七三 (献上御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(天保二～三年)
六月二六日

井上河内守正春(花押)
↓石河太八郎(光茂)様

状 一

*井上正春は老中(天保一一年一月～天保一四年正月)。石河光茂は文化期～弘化三年二月まで太八郎と称す。

三四八 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状) (天保二年〜同四年) 井上河内守正春(花押) 状

正月三日 ↓石河太郎(光茂)様

三四九 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状) (天保二年〜同三年) 井上河内守正春(花押) 状

二月九日 ↓石河太郎(光茂)様

三四〇 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状) (安政六年)正月二五日 太田備後守資始(花押) 状

↓石河佐渡守(光晃)様

*三四〇一〜三四〇二を括っていた紐とも。紐に「太田備後守」と記載された紙縫あり。太田資始は老中(天保五年四月〜同二年六月、安政五年六月再任〜同六年七月)。石河光晃は安政四年二月二日に佐渡守と改める。

三四〇二 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状) (安政五年)二月一六日 太田備後守資始(花押) 状

↓石河佐渡守(光晃)様

三四〇三 (銀杏一箱頂戴ニ付礼状) (文政〜弘化) 水野越前守忠邦(花押) 状

二月一八日 ↓石河太郎(光茂)様

*三四〇一〜三四〇二を括っていた紐とも。紐に「水野越前守」と記載された紙縫あり。水野忠邦は老中(文政二年一月〜天保一四年閏九月、弘化元年六月再任〜同二年二月)。石河光茂は弘化三年に太八郎より伊賀守と改める。

三四〇四 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状) (文政〜弘化) 水野越前守忠邦(花押) 状

二月九日 ↓石河太郎(光茂)様

三四〇五 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状) (文政〜弘化) 水野越前守忠邦(花押) 状

正月二三日 ↓石河太郎(光茂)様

三四〇六 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状) (安政元年〜同四年) 久世大和守広周(花押) 状

六月二日 ↓石河太郎(光晃)様

*三四〇一〜三四〇六を括っていた紐とも。紐に「久世大和守」と記載された紙縫あり。久世広周は老中(大和守、嘉永元年一〇月〜安政五年一〇月、万延元年閏三月再任〜文久二年六月)。石河光晃は嘉永六年一〇月に太八郎、安政四年二月に佐渡守と改める。

三四〇七 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状) (安政元年〜同四年) 久世大和守広周(花押) 状

七月朔日 ↓石河太郎(光晃)様

三四〇八 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状) (嘉永六年〜安政四年) 久世大和守広周(花押) 状

二月二日 ↓石河太郎(光晃)様

三四四 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状)

(安政五年)文久二年
正月一八日
久世大和守広周(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

状 一

三四五 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(万延元年)文久元年
二月一九日
久世大和守広周(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

状 一

三四六 (為御祝詞之干鯛一折頂戴ニ付礼状)

(安政五年)文久二年
正月一六日
久世大和守広周(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

状 一

三四七 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(安政元年)同五年
六月三日
松平伊賀守忠優(花押)
↓石河太郎(光晃)様

状 一

*三四七(三四七)を括っていた紐とも。紐に「松平伊賀守」と記載された紙縫あり。松平忠優は老中(嘉永元年一〇月)安政二年八月、安政四年九月再任、五年六月三日。石河光晃は嘉永六年一〇月)安政四年二月まで太八郎と称す。

三四二 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状)

(嘉永二年)同六年
正月一七日
松平伊賀守忠優(花押)
↓石河出羽守(光茂)様

状 一

*石河光茂は嘉永元年一〇月)同六年まで出羽守を称す。

三四三 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(嘉永二年)同六年
八月一五日
松平伊賀守忠優(花押)
↓石河出羽守(光茂)様

状 一

三四四 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(嘉永二年)同六年
六月二九日
松平伊賀守忠優(花押)
↓石河出羽守(光茂)様

状 一

*包紙とも(一部分断)。包紙上書に「石河出羽守様松平伊賀守」と記載あり。

三四四 (御黒書院ニ張候狂歌)

(江戸)

状 一

三四五 (御老中・若年寄其外姓名書上)

(文政)慶応

状 一

*老中・若年寄・大老の一五名の姓名が記載されている。

三四六 (年始御祝詞ニ付書状)

(嘉永七年)正月二五日

太田隠岐守資寧(花押)
↓石河太郎(光晃)様

状 一

*太田資寧は側衆(嘉永六年九月一五日)同七年九月一九日)。石河光晃は嘉永六年一〇月)安政四年二月まで太八郎と称す。

三三七 (寒中御見舞ニ付礼状) (慶応二年〜同三年) 稲葉兵部少輔正巳(花押)

二月二六日 ↓石河佐渡守(光晃)様

* 稲葉正巳は老中(慶応二年二月一六日〜同四年二月)。

三三八 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状) (天保二年〜安政六年) 本多越中守忠徳(花押)

二月二九日 ↓石河太郎様

* 本多忠徳は若年寄(天保二年七月〜万延元年六月)。石河太郎は八代光茂または九代光晃のこと。

三三九 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状) (文政二年〜弘化二年) 堀大和守親審(花押)

正月晦日 ↓石河太郎(光茂)様

* 堀親審は若年寄(文政二年一月〜天保二年七月)、あるいは老中(天保四年二月〜弘化二年四月)。

三四〇 (献上之御残銀杏一箱頂戴ニ付礼状) (文政二年〜弘化二年) 堀大和守親審(花押)

正月二九日 ↓石河太郎(光茂)様

三四一 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状) (万延元年〜文久三年) 松平豊前守信義(花押)

七月九日 ↓石河佐渡守(光晃)様

* 松平信義は老中(万延元年一二月〜文久三年九月)。

三四二 (献上御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状) (弘化二年〜安政二年) 松平和泉守乗全(花押)

六月二日 ↓石河太郎様

* 松平乗全は老中(弘化二年二月〜安政二年八月)。石河太郎は八代光茂または九代光晃のこと。

三四三 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状) (安政五年〜文久二年) 内藤紀伊守信親(花押)

六月二八日 ↓石河佐渡守(光晃)様

* 内藤信親は老中(嘉永四年〜文久二年五月)。石河光晃は安政四年一二月から佐渡守を称す。

三四四 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状) (弘化元年〜嘉永四年) 戸田山城守忠温(花押)

正月一五日 ↓石河太郎様

* 戸田忠温は老中(天保一四年一月〜嘉永四年七月)。石河太郎は八代光茂または九代光晃のこと。

三四五 (干鯛一箱献上ニ付礼状) (安政七年〜文久二年) 水野出羽守忠寛(花押)

正月一五日 ↓石河佐渡守(光晃)様

* 水野忠寛は側用人(安政六年三月〜文久二年五月)。

三四六一 (献上御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(安政五年)同六年
二月二五日

井伊掃部頭直弼(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

状 一

*三四六一〜三四六二を括っていた紐とも。井伊直弼は大老(安政五年四月〜万延元年三月)。

三四六二 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(文久二年)同三年
七月七日

板倉周防守勝静(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

状 一

*板倉勝静は老中(周防守、文久二年三月〜元治元年六月)。

三四七一 (献上御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(天保九年)安政三年
七月朔日

堀田備中守正篤(花押)
↓石河太郎様

状 一

*三四七一〜三四七五を括っていた紐とも。紐に「堀田備中守」と記載された紙縫あり。堀田正篤は老中(天保八年七月九日〜同一四年閏九月、安政二年一〇月再任)同五年六月。安政三年に正篤から正睦と改名。石河太郎は八代光茂または九代光晃のこと。光晃は安政四年二月二日に太八郎から佐渡守と改称。

三四七二 (献上御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(天保八年)安政三年
二月一日

堀田備中守正篤(花押)
↓石河太郎様

状 一

三四七三 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状)

(天保九年)安政三年
正月二六日

堀田備中守正篤(花押)
↓石河太郎様

状 一

三四七四 (献上御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(安政三年)同四年
二月七日

堀田備中守正睦(花押)
↓石河太郎(光晃)様

状 一

*堀田正睦は老中(安政二年一〇月〜同五年六月)。安政三年に正篤から正睦と改名。

三四七五 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状)

(安政五年)正月一八日

堀田備中守正睦(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

状 一

*石河光晃は安政四年二月二日に太八郎から佐渡守に改称。

三四八一 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(弘化元年)安政四年
六月二三日

阿部伊勢守正弘(花押)
↓石河太郎様

状 一

*三四八一〜三四八五を括っていた紐とも。紐に「阿部伊勢守」と記載された紙縫あり。阿部正弘は老中(天保一四年閏九月〜安政四年六月二七日)。石河太郎は八代光茂または九代光晃。

三四八二 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状) (弘化元年〜安政四年) 正月一五日 阿部伊勢守正弘(花押) ↓石河太郎様 状 一

三四八三 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状) (天保一四年〜安政三年) 二月一一日 阿部伊勢守正弘(花押) ↓石河太郎様 状 一

三四八四 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状) (嘉永) 二月二六日 阿部伊勢守正弘(花押) ↓石河出羽守(光茂)様 状 一

*石河光茂は嘉永元年一〇月から出羽守と称し、嘉永六年に隠居。

三四八五 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状) (嘉永) 正月一五日 阿部伊勢守正弘(花押) ↓石河出羽守(光茂)様 状 一

三四九一 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状) (文久) 正月一六日 安藤对馬守信行(花押) ↓石河佐渡守(光晃)様 状 一

*三四九一〜三四九二を括っていた紐とも。紐に「安藤对馬守」と記載された紙継あり。安藤信行は老中(安政七年〜文久二年)。文久元年に信陸から信行に改名。石河光晃は安政四年一二月から佐渡守を称す。

三四九二 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状) (文久) 二月九日 安藤对馬守信行(花押) ↓石河佐渡守(光晃)様 状 一

三四〇一 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状) (天保一二年〜同三年) 二月一九日 間部下総守詮勝(花押) ↓石河太郎(光茂)様 状 一

*三四〇一〜三四〇二を括っていた紐とも。紐に「間」「(後欠)」と記載された紙継あり。間部詮勝は老中(天保一二年正月〜同一四年閏九月、安政五年再任) 同六年。

三四〇二 (為年始御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状) (天保一二年〜同一四年) 正月二三日 間部下総守詮勝(花押) ↓石河太郎(光茂)様 状 一

三四〇三 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状) (安政五年〜文久元年) 七月二日 内藤紀伊守信親(花押) ↓石河佐渡守(光晃)様 状 一

*三四〇三〜三四〇五を括っていた紐とも。内藤信親は老中(嘉永四年一二月〜文久二年五月)。石河光晃は安政四年一二月から佐渡守を称す。

三四一三 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状) (嘉永六年〜安政四年) 二月一一日 内藤紀伊守信親(花押) ↓石河太郎(光晃)様 状 一

*石河光晃は嘉永六年一〇月〜安政四年一二月二一日まで太八郎と称す。

三四三三 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(安政元年)同四年
七月朔日

内藤紀伊守信親(花押)
↓石河太八郎(光晃)様

状 一

三四三四 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状)

(安政元年)同四年
正月二五日

内藤紀伊守信親(花押)
↓石河太八郎(光晃)様

状 一

三四三五 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状)

(安政五年)文久二年
正月二五日

内藤紀伊守信親(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

状 一

*石河光晃は安政四年二月から佐渡守を称す。

三四三六 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(安政五年)文久元年
二月一六日

内藤紀伊守信親(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

状 一

三四三七 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状)

(安政五年)文久二年
正月二五日

内藤紀伊守信親(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

状 一

三四三八 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(安政四年)文久元年
二月二九日

内藤紀伊守信親(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

状 一

三四三九 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(安政五年)文久元年
二月九日

内藤紀伊守信親(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

状 一

三四四〇 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状)

(安政五年)文久二年
正月二五日

内藤紀伊守信親(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

状 一

三四四一 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(安政五年)文久元年
六月一八日

内藤紀伊守信親(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

状 一

三四四二 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(嘉永六年)安政四年
二月二日

内藤紀伊守信親(花押)
↓石河太八郎(光晃)様

状 一

三四四三 (為御祝詞干鯛一折頂戴ニ付礼状)

(安政五年)文久二年
正月一八日

内藤紀伊守信親(花押)
↓石河佐渡守(光晃)様

状 一

三四三 (於御車寄大奥締ニ而御旗差共力業御透見之儀ニ付書付) (江戸)三月

* 三四三(三四四)を括っていた紐とも。

三四三 (随筆等書抜) (年未詳)

* 平家・藤原氏に関するもの(『源平盛衰記』カ)と猫に関するもの書抜。

三四四 (和歌書付) (江戸)

* 表紙に「此ぬし 出弦亭 里鶴」と記載あり。三十六首を記載。歌題「穉夜虫」「月前煙」ほか。

三四五 (国史経籍誌) (江戸)

* 中国の書籍の分類・書名・巻数・著者についての書上。

三四六 (伊勢参宮記) (江戸)

三四六 (色紙端紙) (江戸)

* 包紙とも。包紙上書に「本 十色 此通三而 しきし百枚 短冊百枚」と記載あり。色紙の切紙が一〇種包まれている。

三四七 (紀行下書) (江戸)

* 表紙に「偃息」と記載あり。内容は三四六と同一。

三四八 (紀行下書) (宝暦カ)

* 表紙に「紀行下書宝暦みつのへの戌とし」と記載あり(但し宝暦に壬戌はなし)。内容は三四七と同一。

三四九 (源氏哥かるた冬之部) (江戸)

* 百七十七首を記載。

三四〇 (御能御番組書上) (寛政ノ文化)

* 虫損大。

三四一 (御仕舞帳) 享和二年五月吉日

* 虫損大。

三四二 (謡本) (江戸)

* 「目録」部分前欠カ。「高砂」「難波」など七十五番を収載。

石河家文書目録(十二)

三四三 (謡本)

* 「高砂」「難波」など六十番を収載。

(江戸)

横 一

三四四 (たんじやく之事其外和歌覚書)

(江戸)

縦 一

* 綴じ紐はずれ、取扱注意。短冊への和歌の書き方等の覚書。挿入紙一枚あり。

三四五 (書付)

* 「心身静定忽然覚悟心生」とのみ記載。

(江戸)

状 一

三四六 (木箱)

(江戸)

箱 一

* 三四六、三四七の包紙が入っていた箱。括り紐とも。蓋の上書に「一章長院様宝永元年申年ヨリ御病氣同三戌年御隠居マテ之間御書付等 一享保三戌秋ヨリ翌亥秋マテ病中之間書付等 石川出羽守正章」と記載あり。蓋の表に「此宮之内樟脳辰歳可取替」と記載された貼紙、および「石河関係箱入(一)」と記載された付箋あり。蓋の上板が側板からとれて分離している。樟脳包みとも。

三四七 (包紙)

享保三年、同四年

包紙 一

* 三四八、三四九の包紙。上書に「享保三戌九月六日ヨリ翌年亥八月五日迄病中之間奉状等其外往来之書札」と記載あり。

三四八 (包紙)

享保二年、同四年

包紙 一

* 三四九、三四〇の包紙・紐とも。包紙上書に「享保三戌秋ヨリ翌亥秋迄病氣ニ付願等之書札共」と記載あり。

三四九 (病氣進退之儀ニ付書付)

享保一四年

状 一

* 端裏に「享保十三申十四酉」と記載あり。「病体」「症状」、「進退之否」の立項あり。

三四〇 (久々相煩候ニ付御普請役指出度儀ニ付書状案文)

(江戸)正・二月

状 一

* 端に「是ハ不用ニ成リ不遣候」と記載あり。

三四一 (包紙)

(元禄、享保)

包紙 一

* 三四二、三四三の包紙。上書に「老 石鞆負 尊答 竹腰彦岐守」と記載あり。「石鞆負」は四代石河正章、竹腰彦岐守は正武のこと。

三四二 (御普請役指出度儀及隠居願之儀ニ付書状案文)

(元禄、享保)霜月五日

状 一

三四六七 (御内存御引退之儀ニ付書状)

(元禄〜享保)
二月二四日

竹腰壱岐守(正武)
↓(石河)鞞負(正章)様

状 一

三四六八 (包紙)

(元禄〜享保)

包紙 一

*三四六九〜三四七〇の包紙。上書に「石鞞負様尊答 竹腰壱岐守」と記載あり。

三四六九 (永々引込ニ付遂養生度儀ニ付書状案文)

(元禄〜享保)霜月二三日

竹腰壱岐守(正武)

状 一

三四七〇 (御養生被遊度願之儀先々御見合可被遊候儀ニ付書状)

(元禄〜享保)二月五日

竹腰壱岐守(正武)
↓(石河)鞞負(正章)様

状 一

三四六一 (貴公様御礼品其外之儀ニ付書状)

(元禄〜享保)正月四日

石川一学章治(花押)
↓石(河)鞞負(正章)様

状 一

*包紙とも。包紙上書に「石鞞負様 石川一学」と記載あり。三四六一〜三四六二を括っていた紐とも。

三四六二 (包紙)

(元禄〜享保)

包紙 一

*三四六三〜三四六七を包んでいた包紙。上書に「石鞞負様尊答 竹腰壱岐守」と記載あり。

三四六三 (永々相煩候故御普請役指出申度儀ニ付書状案文)

(享保三年)

状 一

閏一〇月二六日

三四六四 (久々相煩御用等相勤不申候処結構成思召難在儀ニ付書状案文)

(享保三年)

(石河正章)
↓竹壱州(竹腰正武)様

状 一

閏一〇月二四日

三四六五 (為養生下屋敷へ時々罷越可有御座候儀ニ付書状案文)

(宝永六年〜享保三年)

(石河正章)
↓山澄主税(英貞)様

状 一

二月一八日

*山澄英貞は宝永六年一〇月〜享保四年正月まで主税と称す。

三四六六 (御礼別而申上候者不及壱岐守迄申遣候儀ニ付書状案文)

(享保三年)

↓河村縫殿(方秀)様

状 一

閏一〇月二八日

*後欠カ。

三四六七 (御気色御快氣被遊候上御勤之儀如戻之御勤可被遊儀ニ付書状)

(享保三年)

竹腰壱岐守(正武)
↓(石川)鞞負(正章)様

状 一

閏一〇月二二日

三四六一六 (包紙)

(宝永四年～享保四年) 四月八日

生駒外記(勝周) ↓石川大炊(正章)様

包紙 一

*三四六一九～三四六一六の包紙。上書に「鳴海御旅館今早以飛脚河村縫殿今白木状箱一参候間為持進上仕候以上」と記載あり。石川正章は宝永四年正月～享保四年二月まで大炊と称す。

三四六一九 (包紙)

(元禄～享保)

包紙 一

*三四六一〇～三四六一三の包紙。上書に「石川鞆負様 野崎主殿自筆」と記載あり。

三四六一〇

(私義当暮任官可被為仰付思召之儀ニ付書状案文)

(享保三年) 閏一〇月一四日

(石河正章) ↓野崎主殿(兼雄・兼林)様

状 一

三四六一二

(貴様当暮任官可被仰付思召之儀ニ付書状)

(享保三年) 閏一〇月七日

野崎主殿(兼雄・兼林) ↓石川鞆負(正章)様

状 一

三四六一三 (包紙)

(宝永～享保)

包紙 一

*三四六一三～三四六一五を包んでいた包紙。上書に「石川大炊殿 河村縫殿」と記載あり。

三四六一三

(明日ハ長髪之俣罷出可申此段御勘弁奉頼候儀ニ付書状案文)

(元禄～享保)

(石河正章)

状 一

三四六一四

(御懇之思召候間右御札拙者宅江使者を以御申上可然儀ニ付書状)

(宝永四年～享保四年) 四月八日

状 一

*端裏に「石川大炊様 河村縫殿」と記載あり。

三四六一五

(気分次第来ル十一日比罷出被致御目見候様ニ与存候儀ニ付書状)

(宝永四年～享保四年) 四月八日

河村縫殿方秀(花押) ↓石川大炊(正章)殿

状 一

*端裏に「石川大炊殿」と記載あり。

三四六一六 (包紙)

(元禄～享保)

包紙 一

*三四六一七～三四六一六の包紙。上書に「石川鞆負殿 河村縫殿」と記載あり。

三四六一七

(御気色御尋御札之儀及下屋敷御逗留之儀ニ付書状)

(元禄二三年～宝永三年) 二月一日

河村縫殿(方秀) ↓石川鞆負(正章)様

状 一

*包紙とも。上書に「石川鞆負様 河村縫殿」と記載あり。

三四六六

(貴殿気色被聞召度儀及為養生下屋敷・在所逗留之儀申達ニ付書状)

(元禄一三年～宝永三年) 二月一日

河村縫殿方秀(花押) ↓石川靱負(正章)殿

状 一

*端裏に「石川靱負殿」と記載あり。

三四七一

(包紙)

宝永元年～同三年

包紙 一

*括り紐とも。包紙に「章長院様宝永元申年ヨリ御病氣同三戌年御隠居迄之間御書付等」と記載あり。

三四七二

(章長院様宝永元申年ヨリ御病氣同三戌年御隠居関係書状)

(宝永元年～同三年)

状 一

*三四七二～三四七六を括っていた紐とも。「章長院様宝永元申年ヨリ御病氣同三戌年御隠居」と記載された紙片あり。細目①～⑩までは糊継ぎで一紙状になっている。

①(持病之病氣強罷成江戸勤御断申上度儀ニ付書状) (宝永元年～同二年) 二月 石川隠岐守(章長) ↓

②(江戸御下御勤御断今暫御見合被成間敷候哉之儀ニ付書状) (宝永元年～同二年) 二月二日

※端裏に「石川隠岐守様 大道寺玄蕃」と記載あり。

③(江戸罷下候儀病氣ニ而同ハ御断申上度儀ニ付書状) (宝永元年～同二年) 一月八日

④(江戸罷下御断之儀養生快気次第罷下候様ニと御意候ニ付書状) (宝永元年～同二年) 一月二日

※端裏に「石川隠岐守様 竹腰信濃守・大道寺玄蕃・阿部縫殿」と記載あり。

⑤(江戸罷下之儀病氣同篇ニ而普請役指出度儀ニ付書状案文) (宝永)

⑥(御普請役御出候ニ者及不申候儀ニ付書状) (宝永元年～同二年) 二月一六日 渡辺飛驒守(兼綱・定綱) ↓石川隠岐守(章長)様

⑦(近年病氣ニ付御奉公相勤かたく知行屋敷并御預ケ同心指上ケ申度儀ニ付書状) (宝永元年～同二年) 四月九日 石川隠岐守(章長) ↓

⑧(御普請役御指出之儀ニ付書状) (宝永元年～同二年) 四月晦日

※端裏に「石川隠岐守様 竹腰信濃守・渡辺飛驒守・阿部縫殿」と記載あり。

⑨(御手前様御普請役御指出之儀ニ付書状) (宝永二年) 閏四月二〇日

※端裏に「石川隠岐守様 都筑弥兵衛・熊谷三九郎」と記載あり。

⑩覚(病氣いまた快気無御座知行屋敷御預ケ同心指上度儀ニ付書状) (宝永元年～同三年) 正月一八日 石川隠岐守(章長) ↓

⑪覚(近年病氣ニ付御奉公難相勤知行屋敷并御預ケ同心指上ケ申度儀ニ付書状) (宝永元年～同二年) 四月九日 石川隠岐守(章長) ↓

※貼紙あり。

三四七三

覚(有馬湯治之儀ニ付往復書状)

(宝永二年) 閏四月二二日

状 一

三四七四

(高木八郎左衛門へ御札御状可被遣儀ニ付書状)

(宝永) 四月一八日

状 一

*端裏に「隠州様貴答 阿部縫殿」と記載あり。

石河家文書目録(十二)

二七七

三四七五 (気色無油断随分遂養生快気候様与思召候儀ニ付書状)

(宝永)四月一八日

大道寺玄蕃直秀(花押) ↓ 石川隠岐守(章長)殿

状 一

* 端に添状が綴じられている。

三四七六 (為養生之在所辺江被相越候儀及有馬湯治之儀ニ付書状)

(宝永)四月一四日

高木八郎左衛門秀矩(花押) ↓ 石川隠岐守殿

状 一

三四八一 (石川隠岐守気色いまた快無之在所等江被罷越且又有馬湯治など被致候様之儀ニ付書状)

(宝永)四月一四日

中・織・大 ↓ 竹・渡・阿

状 一

* 三四八一〜三四八一〇を括っていた紐とも。

三四八二 宝永元年申九月廿六日七里御状

宝永元年九月二六日

状 一

(石川隠岐守加判之儀断其外之儀ニ付書状)

三四八三 (為養生下屋敷江罷越度義ニ付書状案文)

(江戸)極月一六日

↓ 老岐守様

状 一

三四八四 (七里状書付等御指越蒙御延引及加判蒙御断申候儀ニ付書状案文)

(宝永六年)享保三年
一〇月二日

↓ 山澄主税(英貞)様

状 一

* 後半に普請役差出に關する一二月二日付の書状案文と一二月一五日付の書付が紙継ぎされている。山澄英貞は、宝永六年一〇月朔日以降主税と称し、享保四年正月から将監と改称する。

三四八五 (御役儀御免願之儀ニ付書状案文)

(江戸)極月廿日

↓ 一学殿

状 一

三四八六 (了義様御役御免年月日書付)

(江戸)

状 一

三四八七 怔中労役(持病)ニ付御役儀御免被遊被下候様願書案文)

(江戸)

状 一

* 冒頭に「是ハ不要ニ成リ不指出候」と記載あり。

三四八八 (元禄十七申年差出之書状写)

元禄一十七年七月一六日

↓ 渡辺飛驒守(定綱)様他

状 一

* 在所逗留・病氣欠勤等に関する書状一四通の写し。

三四八九 (宝永二四年差出之書状写)

宝永二年四月八日

↓ 津田九郎兵衛(高寛)様・
都筑弥兵衛(陳信)様他

状 一

* 普請役差出・在所等人湯などに関する書状九通の写し。

三四八〇 (隠岐守隠居報負家督之儀ニ付書状断簡) (江戸) 状 一

*前後欠。

三四九 (木箱) (江戸) 箱 一

*三四九一～三四九九が入っていた箱。括り紐とも。紐に短冊あり。蓋の表に「寿操院様御入用支払」と記載された貼紙あり。蓋裏に「物霞(焼印)辰五之内」、箱内底面に「老 広詰」と記載あり。寿操院とは十二代徳川齊荘の女利姫のこと。

三四六一 未五月寿操院様御夜具等之代別段御入用渡方之儀 (明治四年)未五月 家扶 状 一

申達候書付

*付札あり。三四六一～三四六一を括っていた紐とも。

三四六二 請取申金銀之事(寿操院様御夜具等之代) (明治四年)未八月 長野吉太郎^印↓出納方 状 一

三四六三 (寿操院様御入用訳立之儀ニ付書付) (明治)正月 家扶頭取 状 一

*付札あり。虫損。

三四六四 (寿操院様御付女中道中諸入用之金子返納証文) (明治四年)未八月 家扶 状 一

三四六五 請取申金銀之事(御暇女中道中諸入用ニ付請取扣) 慶応四年辰六月四日 内藤金兵衛印↓吉田次郎吉殿 状 一

三四六六 請取申金子之事 慶応三年卯二月六日 内藤金兵衛印↓安藤次助殿 状 一

三四六一 (寿操院様御入用之手形ニ付往復書状) 三月一九日～二二日 状 一

*三四六一～三四六一〇を括っていた紐とも。内家家令差出・桑原小左衛門宛の書状二通と、桑原小左衛門差出・内家家令衆宛の書状一通が糊継ぎされて一紙状になっている。

三四六二 (寿操院様御賄金繰越及請取証文扣) 慶応二年寅二月 状 一

*賄金繰越に関する部分は作成者が「寿操院様御用人」、請取に関する部分は作成者が横井源五兵衛、宛所が金方御納戸御役所となっている。端裏に朱丸印で「一」と記載あり。

三四六三 (芸州家江御取替金返上之儀ニ付往復書状) (明治)三月二六日・山吹儀十郎他↓中川直三郎様他 状 一

四月二日

*端裏に「明治二巳年御用留之内書抜芸州家江御取替金返納方手続」と記載あり。

三四一四

(五拾両口手形之儀ニ付書付)

(明治カ)三月

状

* 端裏に朱書で「△」と記載された貼紙あり。

三四一五

(卯年分御賄金之内五拾両当分手形之儀ニ付書付)

(慶応三年カ)二月

桑原小左衛門・平松惣兵衛

状

* 端裏に「地」と記載された貼紙あり。「御答書 桑原小左衛門・平松惣兵衛」と記載あり。

三四一六

(去寅年以來寿操院様御賄金当分手形渡之分訳立方之儀ニ付書付)

(慶応三年カ)二月

比木伝六・川松宗治郎

状

* 端裏に「イ」と記載された貼紙あり。「比木伝六・川松宗治郎」と記載あり。

三四一七

(去ル卯年被進金之内正月分月賦極手形其外之儀ニ付書付)

(慶応四年)

桑原小左衛門・平松惣兵衛

状

* 端裏に「は」と記載された貼紙あり。また「再御答申上候書付 桑原小左衛門・平松惣兵衛」と記載あり。

三四一八

(寿操院様御入用極手形之儀ニ付書付)

(明治)三月二十六日

家扶

状

* 下札あり。端裏に「家扶」と記載あり。

三四一九

(去ル亥年々去々辰年迄之内寿操院様御賄其外之手形ニ付書付)

(明治)一〇月四日

中川権少参事↓家令衆様

縦

* 付札あり。また朱書の丸囲みで「一」〜「八」と記載された貼紙と朱書で「△」と記載された貼紙あり。裏に朱書で「一」と記載された貼紙あり。

三四二〇

請取申金子之事

慶応三年一月・二月

横井源五兵衛[㊦]↓御納戸御役所

綴

* 寿操院賄金に関する請取証文が五点綴られている。朱書の丸囲みで「二」「三」「五」「六」「七」と記載された貼紙あり。

三四二一

(寿操院様御入用之儀ニ付書付及御勘定帳)

(明治元年)同四年

家扶

縦

* 三四二二〜三四二九を括っていた紐とも(括り紐は三四二二に付属していた)。

三四二二

(寿操院様御夜具等出来代別段御入用立方之儀ニ付書状)

(明治)三月十六日

家扶頭取

状

* 端裏に「横井瓢翁様・山吹如年様 家扶頭取」と記載あり。

三四二三

(寿操院様御付老女御差下御入用之儀ニ付書付)

(明治)二月十五日

家扶頭取

状

* 端裏に「会計懸り衆 家令」と記載された貼紙あり。

三四四 (寿操院様御付老女江戸表御差下并御夜具等御買上御入用之儀ニ付書付) (明治)正月 常満岳平松忠藏父隠居平松惣兵衛↓ 状

*端裏に「未正月 当分手形訳立之儀ニ付申上候書付平松惣兵衛」と記載あり。

三四五 (寿操院様御入用請取并御夜具等別段御入用之儀ニ付書状) (明治)二月二六日 状

*端裏に「家扶頭取衆様 横井瓢翁 源五兵衛事・山吹如年 儀十郎事」と記載あり。宛先の部分に朱書で「口」と記載された貼紙あり。

三四六 (寿操院様御付老女東京江御差下并蚊帳等御入用手形之儀ニ付書付) (明治)正月 非役卒 桑原小左衛門 状

*下ヶ札あり。端裏に「未正月 寿操院様御付女中東京江御差下御入用当分手形訳立之儀ニ付申上候書付 桑原小左衛門」と記載あり。

三四七 (寿操院様御付老女御差下其外御入用之儀ニ付書付) (明治) 状

*下ヶ札あり。「別紙十七通 三月二日 会計懸り衆様 家令」と記載された紙片とも。

三四八 (寿操院様御付御暇女中御差下御入用訳立方之吟味日延之儀ニ付書付) (明治)正月 比木伝六・川松宗治郎 状

*端裏に「比木伝六・川松宗治郎」と記載あり。

三四九 (御夜具并御蚊帳出来御入用之儀ニ付書付) (明治)二月二九日 家扶頭取 状

*端裏に「家扶頭取」と記載あり。また「全」と記載された貼紙あり。本文中に「横井瓢翁・山吹如年」と記載されていることから寿操院入用関係とみられる。

三四三 (括り紐) 紐

*三四五(三四九)一を括っていた紐。

三四四 (公儀江御家督之御礼首尾能御申上候儀ニ付書状) (江戸)五月二三日 志水小八郎忠愛(花押)↓石河太八郎様 状

*折紙。上下に分断。石河太八郎は八代光茂または九代光晃のこと。

三四五 (寒氣之節御見廻ニ付書状) (江戸)二月二八日 浅野然夫道興(花押)↓石河太八郎様 状

*浅野然夫道興は広島藩家老(備後東城一万石)。

三四六 (寒中御見舞ニ付書状) (江戸)二月六日 成瀬隼人正正往(花押)↓石河太八郎様 状

三四七 (暑中御見舞ニ付書状) (安政五年以降) 井上筑後守正和(花押) 状

七月一五日 ↓石河佐渡守(光晃)様

*折紙半欠カ。井上正和は下総高岡藩主。

三四五 (寒中見舞ニ付書状)

(文政七年〜天保三年)
二月一四日

石河孟二郎光暎(花押)
↓山(澄)淡路守(豊尚)様

状 一

* 山澄豊尚は文政六年二月二日〜天保四年閏九月三日まで淡路守を称す。

三四六 (被猷候御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(嘉永)七月八日

小笠原若狭守信名(花押)
↓石河出羽守(光茂)様

状 一

* 小笠原信名は側衆(弘化三年〜安政六年)。

三四七 (寒氣之節御見廻ニ付書状)

(江戸)二月二八日

浅野守夫道敏(花押) ↓石河太八郎様

状 一

* 浅野守夫道敏は広島藩家老(備後東城一万石)。

三四八 (献上御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(天保〜文久)
二月一六日

遠藤但馬守胤統(花押) ↓石河太八郎様

状 一

* 石河太八郎は八代光茂または九代光晃のこと。遠藤胤統(のち胤緒)は近江三上藩主、若年寄(天保一二年〜文久元年)。

三四九 (中納言様江御屋形御焼失ニ付差上物仕度儀ニ付書付)

(江戸)六月

石河太八郎使者天野喜六

状 一

* 付紙あり。

三五十 (年始御規式首尾能相済恐悦之旨及十鯛一折献上之儀ニ付礼状)

(文政)正月二九日

本多遠江守正意(花押)
↓石河太八郎(光茂)様

状 一

* 折紙半欠。本多正意は若年寄(文政八年四月〜同一二年五月)。

三五一 (被猷候御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(嘉永)正月

夏目左近将監信明(花押)
↓石河出羽守(光茂)様

状 一

* 虫損。夏目信明は御御御用取次(弘化二年二月〜安政六年七月)。光茂は嘉永元年に出羽守となり、同六年に隠居。

三五六 (寒中御見廻ニ付書状)

(天保〜嘉永)
二月一日

成瀬隼人正正往(花押)
↓石河孟二郎(光晃)様

状 一

* 成瀬正往は尾張藩付家老(天保九年一〇月〜安政四年九月)。

三五六 (献上之御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(江戸)

* 後欠(三五六)の前半部分カ)。

状 一

三四六二

(断簡)

(天保)安政
六月二十九日

本庄伊勢守道貫(花押) ↓ 石河太八郎様

状 一

三四七

(献上御残干狗脊一箱頂戴ニ付礼状)

(天明)文化
六月二十八日

安藤対馬守信成(花押)
↓ 石河伊賀守(光壽)様

状 一

* 前欠(三四六一の後半部分カ)。折紙半欠カ。石河太八郎は八代光茂または九代光晃のこと。本庄道貫は若年寄(天保二年九月)安政五年八月)。

三四六

(為使者平野伝右衛門指遣被申候儀ニ付書状)

(江戸)二月二日

鱧正右衛門正武(花押)・岡嶋又兵衛正存(花押)
↓ 池田八郎右衛門様

状 一

三四九

(献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(寛延)宝暦
二月二日

小堀和泉守政峯(花押)
↓ 石河伊賀守(光當)様

状 一

* 小堀政峯は若年寄(寛延元年七月)宝暦元年七月、宝暦六年六月)同一(二年二月)。

三四七

(被献候御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(寛延)安永
二月九日

水上美濃守興正(花押)
↓ 石河伊賀守様

状 一

* 石河伊賀守は六代光當または七代光壽のこと。水上興正は西丸側衆・同御用取次など(寛延元年六月)安永八年三月)。

三四七

(被献候御残干狗背一箱頂戴ニ付礼状)

(宝暦)天明
七月四日

稲葉越中守正明(花押)
↓ 石河伊賀守様

状 一

* 石河伊賀守は六代光當または七代光壽のこと。稲葉正明は御側御用取次(宝暦五年二月)同一(四年四月、明和五年)天明六年八月)。越中守は天明四年五月まで称す。

三四七

(被献候御残干狗背一箱頂戴ニ付礼状)

(延享)宝暦
六月二十九日

松平采女正忠盈(花押)
↓ 石河伊賀守(光當)様

状 一

* 松平忠盈は西丸側衆(延享二年五月)宝暦五年七月)。

三四七

(献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(明和元年)安永四年
閏一二月朔日

松平右京大夫輝高(花押)
↓ 石河伊賀守様

状 一

* 折紙半欠。虫損大につき取扱注意。石河伊賀守は六代光當または七代光壽のこと。松平輝高は老中(宝暦八年一〇月)天明元年九月)。

三四七

(被献候御残干狗背一箱頂戴ニ付礼状)

(宝暦)
七月二日

曾我伊賀守助有(花押)
↓ 石河伊賀守(光當)様

状 一

* 曾我助有は西丸側衆(宝暦五年七月)同六年八月)。

三三五 (被猷候御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(寛保ノ宝曆
二月一日)

松平采女正忠盈(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

状 一

三三六 (暑中御見舞ニ付書状)

(江戸)六月二八日

状 一

*端裏書に「石河太八郎様 小笠原大膳大夫」と記載あり。

三三七 (献上之御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(安政四年)
二月九日

平岡石見守頼啓(花押)
↓石河太八郎様(光晃)

状 一

*平岡頼啓は御側御用取次(安政四年九月一三日ノ同五年正月三日)。

三三八 (就入土用候御見廻ニ付書状)

(江戸)七月三日

志水小八郎忠愛(花押)
↓石河太八郎様

状 一

*石河太八郎は八代光茂または九代光晃のこと。

三三九 (被猷候御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(安永ノ天明)
二月二五日

横田筑後守準松(花押)
↓石河伊賀守様

状 一

*石河伊賀守は六代光當または七代光壽のこと。横田準松は御側御用取次(安永二年七月ノ天明七年五月)。

三四〇 (年始祝詞ニ付礼状)

(文化七年)
正月二六日

成瀬左衛門佐正典(花押)
↓石河太八郎(光茂)様

状 一

*虫損あり。成瀬正典は尾張藩付家老。

三四一 (被猷候御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(明和ノ天明)
二月二九日

田沼主殿頭意次(花押)
↓石河伊賀守様

状 一

*括り紐とも。紐に「宝曆三酉年寒氣御返札廿四通」と記載された紙継あり。石河伊賀守は六代光當または七代光壽のこと。田沼意次は老中(明和六年八月ノ天明六年八月)。

三四二 (被差上候御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(元文ノ明和)
二月二五日

松平肥前守忠根(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

状 一

*松平忠根は側衆(元文四年四月ノ明和六年二月)。

三四三

(被猷候御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(寛延〜宝暦
二月二四日)

小堀土佐守政方(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

状

一

*小堀政方は西丸側衆・同御用取次(寛延元年六月〜宝暦一〇年三月)。

三四四

(被猷候御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(延享〜宝暦
二月二九日)

高井兵部少輔信房(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

状

一

*高井信房は御側御用取次(延享三年一〇月〜宝暦六年五月)。

三四五

(被猷候御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(元文〜宝暦
二月二八日)

松平采女正忠盈(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

状

一

三四六

(被猷候御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(宝暦〜寛政
二月二五日)

小笠原若狭守信喜(花押)
↓石河伊賀守様

状

一

*石河伊賀守は六代光當または七代光壽のこと。小笠原信喜は御側・同御用取次(宝暦元年七月〜寛政三年四月)。

三四七

(被猷候御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(延享〜宝暦
二月二五日)

大岡出雲守忠光(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

状

一

*大岡忠光は御側御用取次(延享三年一〇月〜宝暦四年三月)、若年寄(宝暦四年三月〜同六年五月)、側用人(宝暦六年五月〜同一〇年四月)。

三四八

(被猷候為御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(宝暦〜明和
二月二五日)

菅沼織部正定用(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

状

一

*菅沼定用は側衆(宝暦元年一〇月〜明和二年一月)。

三四九

(被猷候御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(寛延〜宝暦
二月二八日)

酒井石見守忠休(花押)
↓石河伊賀守様

状

一

*石河伊賀守は六代光當または七代光壽のこと。酒井忠休は若年寄(寛延二年七月〜宝暦二年八月)。

三四〇

(献上御残小豆一箱頂戴ニ付礼状)

(寛延〜明和
二月二三日)

小出信濃守英智(花押)
↓石河伊賀守(光當)様

状

一

*小出英智は若年寄(寛延元年七月〜明和四年一〇月)。

